



保険かわら版

有限会社ビッグワン

小林 淳一 佐藤 達哉 堀野修司 山本康博
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-16-16-302
TEL 0120-866-413 FAX0120-866-414
E-Mail:bigone-a@bigone-gp.com
http://www.bigone-gp.com

～ 自賠償保険のあらまし（自賠償の活用）～ Part 3

・ 自賠償保険でおぼえておきたいこと

とくに余裕のある人は別にして、事故にあうと色々お金が入用となります。
加害者側に責任感と誠意があれば、とりあえずある程度の金額を払ってもらえますが、そういかない場合も少なくありません。
そんな場合に備えて、次の点によくご注意ください。

被害者も直接請求できる

通常は加害者が被害者に賠償金を支払った後、保険金を保険会社へ請求しますが、加害者側と折り合いがつかず示談交渉がなかなか進まない時などには、被害者が直接加害者の加入している保険会社へ請求できます。

仮渡金・内払い制度の活用

加害者請求・被害者請求とも支払まではある程度日数を要します。通常の請求方法では、損害の総額が確定しないと請求できませんし、請求が受理されてから支払まで普通 1 ヶ月かかります。そこで、被害者がお金を早く受け取れるように次の 2 つの方法が設けられています。

内払い

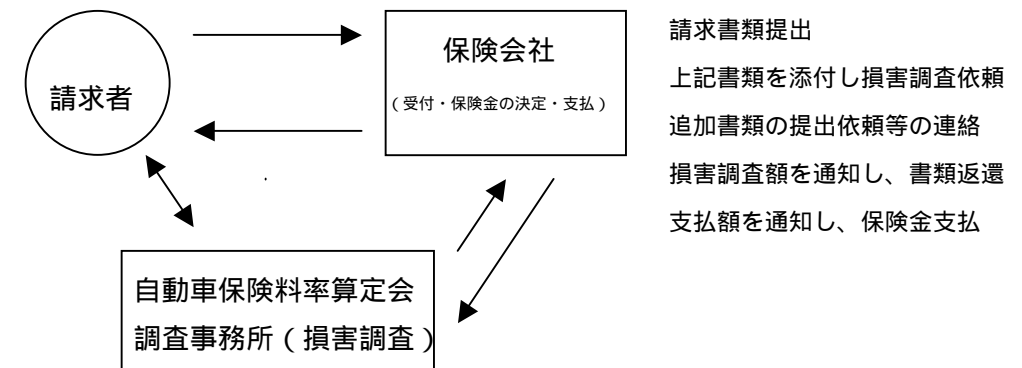
損害額が 10 万円以上になると確認されたときは、10 万円きざみで支払を受けられます。（被害者、加害者ともに請求可能）

仮渡金

被害者が加害者の加入している保険会社に請求します。

- 支払われる額 (1) 死亡の場合... 290 万円
- (2) ケガの場合... 程度に応じて 40 万・20 万・5 万円

請求書類の受付から支払いまで



時効

原則として、被害者請求では < 事故発生日から 2 年間 >、加害者請求では < 賠償金を支払ってから 2 年間 > で時効。
つまり保険金（損害賠償額）を請求する権利が消滅しますから、ご注意ください。

以上 3 回にわたり人身事故の基本である自賠償保険について簡単にご案内いたしました。万一際はお気軽にご相談下さい。